

## 予定価格の事後公表の試行について

### 1 これまでの経緯

平成10年4月 中央建設業審議会の提言を踏まえ、事後公表を導入  
平成12年4月 県行財政改革推進委員会の提言を受け、事前公表の試行  
平成13年4月 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（情報の公表）施行  
平成15年5月 事前公表の本格実施（1億円未満）  
平成16年4月 事前公表の全面实施

当時の事前公表導入の理由

- ・透明性の向上による不正な入札の抑止
- ・積算の妥当性の向上（業者の積算能力の向上に資する）
- ・見積努力の放棄には見積内訳書の確認で防止できる
- ・予定価格を探ろうとする不正な動きの防止

### 2 事前公表の課題

予定価格を目安に、積算せずに入札に参加する業者の存在  
最低制限価格が類推され、低入札発生の要因となっている  
多数の入札参加者によるくじ引きの発生

などが指摘されており、県議会の3つの会派から予定価格の事前公表の廃止等について要望を受けている。

### 3 試行の考え方

今後の在り方検討の資料とし、当面、平成20年度の1年間程度を予定するが、試行の状況（不良不適格業者参入、不正な接触、再度入札などの状況）をみながら対応について検討する。

農林水産部・土木部が発注する条件付一般競争入札を行う工事のうち、10%（概ね3百件）程度で実施する。（対象工事選定基準は設けないが、契約手続に余裕のあるものから抽出する。）

設計金額で対象を限定せず、幅広く様々な発注種別、発注区分の工事で実施する。

予定価格の取扱いについての規程等を整備するほか、事前公表のメリットを補完するための次に掲げるような制度変更を併せて行う。

### 4 併せて行う制度変更

予定価格を探ろうとする不正な接触に対するペナルティの明確化  
併せて、職員に対する「働きかけ」の対象に、入札及び契約事務に関する「その時点で非公表としている情報を請求すること」を追加

## 働きかけの記録等の取扱いについて

### 1 名称

職員に対する働きかけに関する対応要綱

### 2 制度の概要

入札及び契約事務に関して一定の公職にある者等から職員が働きかけを受けた場合、職員が不正を許さないシステムとして、その内容を記録し上司に報告することによって情報を共有化し、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、公表の対象とするもの。

### 3 適用の範囲

知事部局及び労働委員会事務局に所属する一般職の職員  
(他任命権者にも、同様の制度の構築を要請する。)

### 4 一定の公職にある者等の範囲

- (1) 知事、副知事及び出納長
- (2) 知事の秘書、親族及び知事を支援する政治団体の役員並びに知事から依頼を受けた者
- (3) 国会議員、県議会議員、市町村議会議員及び市町村長
- (4) (3)に掲げる者の秘書、親族及び(3)に掲げる者を支援する政治団体の役員並びに(3)に掲げる者から依頼を受けた者
- (5) 国家公務員
- (6) 各種団体等の役員
- (7) 職員であった者
- (8) 職員

### 5 働きかけの内容

職員に対し、入札及び契約事務に関する要望等を伝え、その職務上の行為を行うこと又は行わないことを求める行為(公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの、単なる照会又は資料請求を除く。)

知事、副知事、出納長及び職員からの要望等については、県政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げるおそれのある要請等に限り対象とする。

### 6 記録の取扱い

働きかけを受けた日時、相手方の住所、氏名、働きかけの内容等を、記録票に記録する。

記録票は、情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

必要に応じて、相手方の本人確認等を行う。

働きかけの概要を県ホームページ上で公表する。

### 7 施行期日

平成19年4月6日施行